

玉野市立山田中学校 不祥事防止のための校内ルール

令和6年4月〔6月1部改定〕

1 わいせつ・セクハラ

- (1) 生徒・保護者への電話連絡、メール使用時のルール
 - 生徒・保護者への電話連絡は、学校の公用電話の利用を原則とする。
 - 生徒のスマートフォン等に電話することは、原則として禁止する。
 - 生徒・保護者への電子メール等での連絡は「まなびポケット保護者連絡ツール」のみを使用することとし、私的なメール等の使用は厳禁とする。
 - 個人のスマートフォン・タブレット等は、原則、各自が職員室で適切に管理し、校内では持ち歩かない。ただし、運動場への部活指導で教員が1名のみで指導にあたる場合は、管理職への連絡ののち、緊急連絡用に持ち出しを一時的に許可するものとする。
- (2) 教育相談・面談・生徒への指導体制の確認
 - 教育相談・面談・生徒への指導は、複数で組織的に対応する。
 - 生徒を指導する際は、できるだけ複数の教職員や同性の教職員で対応し、生徒と一対一の個人的な対応は、原則としてしない。一対一で指導を行う場合は、事前・事後に管理職や学年主任等に連絡・報告をし、可能なら同席の上行う。
 - 教育相談・面談・生徒への指導は、校内で行うことを原則とし、やむを得ず校外で行う場合は、管理職の許可を得る。
- (3) 職員の自家用車への生徒の同乗禁止
 - 人命にかかる救急業務等以外、生徒を自家用車に同乗させることは禁止する。
 - やむを得ず生徒を自家用車に同乗させる場合は、保護者の同意を得た上で、管理職の許可を得る。
- (4) 生徒の発達段階に応じた距離感をもち、誤解を招く行為はしない。
- (5) 校内研修を行い、教職員の使命感及びモラルを向上させる。
- (6) 教職員一人一人が、日常の言動について、気軽に注意し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。（「しない」「させない」「見逃さない」という職場環境づくりに努める。）

2 体罰・暴言

- (1) 体罰や暴言による指導が禁止されている趣旨を、日頃から周知徹底する。
- (2) 生徒理解や生徒指導の進め方について研修し、体罰や暴言に頼らない生徒の指導の方を身に付けられるように努める。
- (3) 校内の課題を組織で共有し、解決しようとする校内体制を確立する。一人で抱え込まない。
- (4) 管理職は、週休日を含め、部活動の活動状況を把握し、顧問とも連携をとる。
- (5) 体罰をしている同僚を見たら、直ぐに止め、管理職に報告する。

3 個人情報等の取り扱い

- (1) 個人情報を含む電子データの保存、管理の方法について、学校のルールを確立し、共通理解を図るとともに、職員一人一人が実行できるように年度当初の研修で確認する。
＊個人情報を含むデータは、必ずパスワードを設定するか暗号化する。
- (2) 新規作成ファイルを使う際、予めパスワードを設定したファイルを使う等、より強固なセキュリティ対策を取る。
- (3) 個人情報を外部に持ち出す場合は、管理職の許可を得た上で、「個人情報持ち出し管理簿」に必ず記入、捺印する。
＊生徒の個人情報等守るべき情報は、原則として持ち出さない。
- (4) コンピュータウイルス対策ソフト等のセキュリティ対策をとる。また、パソコン本体には、生徒の個人情報を保存しない。

- (5) 成績等の個人情報に係る紙媒体の持ち出しについては、できる限り学校名や個人名を記載しない等、万が一盜難被害等に遭った場合でも個人が特定されないような工夫をする。
- (6) 不要なデータをいつまでも記憶媒体に残しておかない。

4 飲酒トラブル

- (1) 適量の飲酒を心がけ、決して前後不覚の酩酊状態等にならない。
- (2) 学校等で計画した飲酒を伴う会合の場合には、管理職又は幹事等が、参加する職員全員の飲酒後の帰宅方法を一人一人から申告させ、会合終了後の帰宅方法を確認する。また、翌日の自家用車の使用時間等も確認する。
- (3) やむを得ず自家用車で参加した職員がいる場合は、その職員は飲酒を絶対にしてはならない。同席者は、絶対に飲酒をさせないようにする。＊飲酒する場合は、車で来てはならない。
- (4) 校内研修を充実させる。
 - ・ 職員は、飲酒運転は、重大で悲惨な事故につながることが多いこと、被害に遭う人は、何の落度もないにある日突然に命を奪われてしまうこと等を認識する。
 - ・ 飲酒後は、飲酒前に比べ『適正な判断をすることが困難になる』ことについて、資料や実例等を基にして徹底する。
 - ・ 飲酒後に仮眠等をして酔いを覚ましたとしても、アルコールが体内に残っている可能性があることを認識する。
 - ・ 車を運転する者に飲酒をさせた者、同席していた者も罪に問われることを認識する。

5 交通トラブル

- (1) 交通事故および交通違反の防止について、研修を実施し、教職員のモラルを向上させるための研修等、具体的な取組を行う。
- (2) 教職員が事故や重大な違反を起こした場合は、速やかに管理職に報告をし、管理職は教育委員会へ速やかに報告をする。
- (3) 交通事故を起こした場合は、誠意ある対応を心掛け、軽微なものでも必ず警察を呼び、安易な判断をしない。
- (4) 疲れや悩み等から、交通事故等を起こすことのないよう、各自、健康管理を行う。

6 公金等不正処理

- (1) 現金を取り扱う場合は、管理に十分留意するとともに、「会計取扱要綱」並びにそれに準じる規則に従い、原則として、収納日当日に指定金融機関に払い込むシステムとする。
- (2) 納品等の確認、請求書の受領、支払いに係る起案、決裁、通帳からの振込、引出しの一連の手順を明確にしておき、それぞれを必ず、複数の職員がチェックする。
- (3) 定期的に、公金の執行状況及び諸帳簿等を点検する。特に、会計を担当した職員の異動時には、必ず管理職立会いのもと、引き継ぎと点検をする。
- (4) 学校徴収金等の通帳に使用する印鑑は、職印又は校長の私印とし、印鑑は校長が、通帳は事務職員が、それぞれ厳重に管理・保管する。
- (5) 汚損、書き間違え等を理由に再度払い出し書に押捺する場合は、不要になった払い出し書も提出する。
- (6) 適正な手続により、納入業者を選定する。

7 その他

- (1) 任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て他の業務に従事することはできない。
- (2) 従事する業務内容についても、全体の奉仕者たる公務員の信用を失墜するおそれのあるものは許可されない。
- (3) 各自の「運転免許証」についても、管理職が年度当初に今年度の更新者について確認をし、

声かけ、運転免許証の目視による確認を必ず行い、漏れがないようとする。

- (4) 懲戒処分の指針では、減給又は戒告になることを周知する。

◆ 体罰やセクハラ等の不祥事についての相談窓口（校長又は教頭）

服 務 の 原 則

【参考資料】

☆ 「服務」とは……組織が、その組織を維持し、その目的を統一的・能率的に達成するため、その組織の一員である職員に要求する規律のこと。

（1）服務の根本基準（関係法令：憲法15条、地公法30条）

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（2）服務の宣誓（関係法令：地公法31条）

新たに教職員となる者は、採用された際に、公務員としての義務を果たすことを県民に宣誓しなければならない。

（3）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（関係法令：地公法32条）

教職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び規程にのっとり、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

（4）信用失墜行為の禁止（関係法令：地公法33条）

教職員は、住民の信頼を裏切って、その職の信用を傷つけ、品位を汚し、また、教職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（5）秘密を守る義務（関係法令：地公法34条）

教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、また、退職後も同様の義務を負う。

（6）職務に専念する義務（関係法令：地公法35条）

教職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、また、自分が勤務する地方公共団体がなすべき業務にのみ従事しなければならない。

（7）政治的行為の制限（関係法令：地公法36条）

教職員は、一定の政治的行為を制限されているが、これは、教職員の政治的中立を保障することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保し、あわせて、教職員の利益を保護するのが目的である。

（8）争議行為等の禁止（関係法令：地公法37条、地公労法11条）

教職員は、地方公共団体の正常な業務の運営を阻害したり、活動能率を低下させたりする行為をしてはならず、また、外部からの働きかけも一切禁止されている。

（9）営利企業等の従事制限（関係法令：地公法38条）

教職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、私企業の経営、又は報酬を得て事業等に従事してはならない。

- 私たち教職員は、子どもたちを教え育てる立場にあることから、一般的の公務員に比べ、より高い倫理観をもち、法令等を遵守することはもちろん、社会規範やルール及びマナーを守り、子どもたちや保護者及び市民の信頼にこたえていくことが求められています。
- ひとたび不祥事が起きれば、子どもたちは傷つき、学校を含めて教育界全体への信頼は大きく損なわれます。
- 不祥事を起こした教職員に共通することは、不祥事根絶の指導に対して、「自分には関係ないと思っていた。真剣に聞いていなかった。」ということです。そして、異口同音に、「事故を起こす前に戻って、もう一度やり直したい。」と言います。後悔は先に立ちません。
- 免職及び社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については「職員の懲戒処分等に関する公表基準」により、原則、被処分者が勤務する学校名、氏名が公表されます。
- これまで懲戒処分により、被処分者の家族が居住を続けることや、子どもが学校に行きづらくなった例もあります。
- 絶対に不祥事を起こさない取組を一人一人が行いましょう。自分の教育活動、生活を見直しましょう。
- 懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当の全てに影響します。免職の場合には、以後の給与、そして退職手当も支給されません。さらに、教員免許は失効（教育職員免許法第10条第1項第2号）となってしまいます。